

川崎市成年後見制度利用支援事業実施要綱

13 川健介保第 23 号（平成 13 年 4 月 13 日市長決裁）
最終改正 2 川健地推第 1607 号（令和 3 年 3 月 31 日市長決裁）

（目的）

第 1 条 この要綱は、川崎市（以下「本市」という。）に居住する判断能力が十分でない高齢者、知的障害者及び精神障害者（以下「高齢者等」という。）の福祉の増進を図るために、民法（明治 29 年法律第 89 号。以下「法」という。）で定める成年後見制度について、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 32 条、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 28 条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 51 条の 11 の 2 の規定に基づいて市長が行う後見、保佐及び補助開始等の審判の請求（以下「審判請求」という。）その他必要な援助について定めることを目的とする。

（要件の判定）

第 2 条 市長は、高齢者等の福祉を図るために、特に審判請求を行う必要があると認めることの可否の判定は、次の各号に掲げる事項を総合的に考察して行うものとする。

- （1）高齢者等の事理を弁識する能力の程度
- （2）高齢者等の親族の存否、当該親族による高齢者等保護の可能性及び当該親族が審判を行う意思の有無
- （3）行政等が行う各種施策及びサービスの活用による高齢者等に対する支援策の効果
- （4）高齢者等の生活及び資産、収入の状況

（審判請求の手続）

第 3 条 審判請求に係る申立書、添付書類及び予納すべき費用その他の手続は、家庭裁判所の定めるところによる。

（審判請求の費用負担）

第 4 条 市長は、市長が行う審判請求について、家事事件手続法（平成 23 年法律第 52 号）第 28 条第 1 項の規定により、審判請求に係る費用（以下「審判費用」という。）を負担する。

（費用負担の申立）

第 5 条 市長は、前条の規定に基づいて負担した審判費用について、高齢者等本人が負担すべきであると判断したときは、市が負担した審判費用の求償権を得るため、家事事件手続法第 28 条第 2 項及び第 29 条第 1 項の規定に基づき、本人の負担とする旨の裁判を求める申立を家庭裁判所に対し行うものとする。

（審判費用の求償）

第 6 条 市長は、前条の規定により審判費用を本人の負担とする旨の裁判があったときは、成年被後見人、被保佐人又は被補助人（以下「被後見人等」という。）に対し、審判費用を求償するものとする。ただし、市長が特別の事情があると認める場合は、この限りではない。

（費用等の助成）

第 7 条 市長は、次の各号に掲げる費用等の全部又は一部について助成することができる。

- （1）法第 7 条の規定による後見開始の審判、法第 11 条の規定による保佐開始の審

判又は法第 15 条第 1 項の規定による補助開始の審判（以下「後見等開始の審判」という。）を請求する者が負担する当該後見開始の審判等に係る費用（ただし、鑑定に係る費用に限る。以下「審判請求費用」という。）

- (2) 法第 862 条（法第 852 条、第 876 条の 3 第 2 項、第 876 条の 5 第 2 項、第 876 条の 8 第 2 項及び第 876 条の 10 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により、成年後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人へ付与される旨の審判がなされた報酬（以下「後見人等報酬」という。）

(助成の対象者)

第 8 条 審判請求費用の助成の対象者は、後見等開始の審判を請求した者とする。ただし、審判の対象者が助成申請時に本市に居住地を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合に限る。

- (1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条に規定する支援給付を受けている者
- (3) 次に掲げる要件の全てに該当する者
 - ア 本人及び本人と生計を一にする世帯員全員が市民税非課税であること
 - イ 本人が有する預貯金、現金及び有価証券等の合計額（以下「預貯金等の額」という。）が、審判請求費用に 30 万円を加えた額を下回ること
 - ウ 本人が居住する家屋その他日常に必要な資産以外に活用できる資産がないこと

(4) その他審判請求費用を負担することが困難であると市長が認める者

2 前項の規定は、後見人等報酬の助成の対象者について準用する。この場合において、前項中「審判請求費用の助成の対象者」とあるのは「後見人等報酬の助成の対象者」と、「後見等開始の審判を請求した者」とあるのは「被後見人等」と、同項第 3 号中「審判請求費用」とあるのは「家庭裁判所が決定した報酬額」と読み替えるものとする。

3 審判請求費用又は後見人等報酬の助成申請時に、審判の対象者又は被後見人等が本市以外の市町村に所在する別表に掲げる施設等に入所・入院しており、かつ、当該施設等への入所・入院前に本市に居住地を有していた場合であって、市長が認めるときは、第 1 項又は第 2 項の規定を準用することができる。

4 第 2 項の規定に関わらず、成年後見人、保佐人又は補助人（以下「後見人等」という。）が被後見人等の配偶者、直系血族若しくは兄弟姉妹又は本市が実施する市民後見人養成研修の修了者である場合は、助成の対象としない。

5 第 1 項及び第 2 項の規定に関わらず、本市以外の自治体又は団体等の実施する制度により、前条各号に規定する費用又は報酬の助成を受けられる者については、助成の対象としない。

(助成金の支給額)

第 9 条 審判請求費用に係る助成金の支給額は、家庭裁判所に予納すべき額とする。

2 後見人等報酬に係る助成金の上限額（以下「助成上限額」という。）は、被後見人等が別表に掲げる施設等に入所・入院している場合は月額 18,000 円、その他の場合は月額 28,000 円とし、助成金の支給額は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 被後見人等が前条第 1 項第 1 号又は第 2 号に規定する者に該当する場合は、家庭裁判所が決定した報酬額（以下「報酬額」という。）と助成上限額を比較して少ない額

(2) 被後見人等が前条第1項第3号又は第4号に規定する者に該当する場合は、次の各号に掲げる額

ア 本人が有する預貯金等の額が30万円以下の場合、報酬額と助成上限額を比較して少ない額

イ 本人が有する預貯金等の額が30万円を超える場合は、次の各号に掲げる額
(ア) 30万円から本人が有する預貯金等の額と報酬額の差額を減じた額が助成上限額を下回る場合は、30万円から本人が有する預貯金等の額と報酬額との差額

(イ) 30万円から本人が有する預貯金等の額と報酬額の差額を減じた額が助成上限額以上の場合は、助成上限額

3 後見人等報酬に係る助成の対象者について、成年後見監督人、保佐監督人又は補助監督人(以下「後見監督人等」という。)が選任されている場合、前項に規定する助成上限額は、後見人等及び後見監督人等のそれぞれについて適用する。

(助成対象期間)

第10条 後見人等報酬に係る助成の対象期間は、助成の申請を行った日から起算して2年前の日が属する月までとする。

2 後見人等報酬に係る助成の対象期間が施設等入所・入院期間とその他の期間をまたぐ月については、上限額を月額28,000円とする。

(助成金の支給申請)

第11条 助成金の支給の申請をしようとする者は、審判請求費用に係る助成金については成年後見制度利用支援事業助成金(審判請求費用)支給申請書(第1号様式)に、後見人等報酬については成年後見制度利用支援事業助成金(後見人等報酬)支給申請書(第2号様式)に必要書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、審判請求費用に係る助成については家庭裁判所から予納の通知があった日から、後見人等報酬に係る助成については家庭裁判所の審判があった日から起算して3か月以内に行わなければならない。

(資産状況等の報告)

第12条 市長は、前条の規定により審判請求費用又は後見人等報酬に係る助成金を支給するときは、申請者に対し、支給対象者の資産状況等について報告を求めることができる。

(被後見人等死亡後の報酬助成)

第13条 後見人等報酬に係る助成の受給資格者が死亡した場合において、その者に支給すべき助成金で、支給しなかったものがあるときは、その者の成年後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であった者は、第11条の規定により申請することができる。この場合において、第11条第1項中「成年後見制度利用支援事業助成金(後見人等報酬)支給申請書(第2号様式)」とあるのは「成年後見制度利用支援事業助成金(後見人等報酬)支給申請書(特例用)(第3号様式)」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により支給すべき助成金の額は、遺留財産で不足する金額と助成上限額を比較して少ない額とする。

(助成金の支給決定)

第14条 市長は、第11条の規定による申請があったときは、その資産状況等を審査し、成年後見制度利用支援事業助成金支給(不支給)決定通知書(第4号様式)により、決定内容を申請者に通知する。

(助成金の請求)

第 15 条 前条の規定により助成金の支給決定を受けた者は、必要な書類を添えて支給金の交付を請求するものとする。

(助成金の支給)

第 16 条 市長は、前条の規定による助成金の請求に基づき、助成金を支給するものとする。

(助成金の返還)

第 17 条 助成金の支給を受けた者は、次に掲げる事由に該当する場合は、支給された助成金に相当する額を返還しなければならない。

(1) 助成金支給対象者、後見人等、親族その他の関係人が審判請求費用又は後見人等報酬に係る助成に関し、虚偽の申出をしていたこと

(2) 助成金を審判請求費用又は後見人等報酬以外の目的に使用したこと

(3) その他不正の手段により助成金の支給を受けたこと

(譲渡及び担保の禁止)

第 18 条 審判請求費用又は後見人等報酬の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保にしてはならない。

(その他)

第 19 条 この要綱に定めのない事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日から平成 26 年 3 月 31 日の間において第 6 条第 1 項第 2 号に規定する報酬助成の申請を行った者については、同条第 5 項の規定は適用しない。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 8 条から第 10 条までの規定は、平成 27 年 10 月 1 日から適用する。

3 第 9 条第 2 項及び第 10 条第 2 項の規定による助成上限額は、助成対象期間のうち平成 27 年 10 月以降の月分について適用し、同年 9 月以前の月分については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正前の川崎市成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定に基づいて作成した様式は、所要の調整をしてなお当分の間使用することができる。
附 則
この要綱は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。
附 則
(施行期日)
- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
(適用期間)
- 2 第 9 条第 2 項及び第 10 条第 2 項の規定による助成上限額は、助成対象期間のうち令和 3 年 4 月以降の月分について適用し、同年 3 月以前の月分については、なお従前の例による。
(経過措置)
- 3 令和 3 年 3 月 31 日以前に入院した場合は、改正前の第 10 条第 3 項の規定を適用する。
- 4 この要綱による改正前の川崎市成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定に基づいて作成した様式は、所要の調整をしてなお当分の間使用することができる。

別表（第 9 条関係）

根拠法令	施設等名称
生活保護法	保護施設
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者支援施設 ・ のぞみの園 ・ 共同生活援助が提供される施設
地域生活支援事業実施要綱	福祉ホーム
老人福祉法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老人福祉施設 ・ 有料老人ホーム
介護保険法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険施設 ・ 特定施設 ・ 認知症対応型共同生活介護が提供される施設 ・ 介護予防認知症対応型共同生活介護が提供される施設
医療法	医療提供施設
—	その他市長が認める施設

(第1号様式)

成年後見制度利用支援事業助成金（審判請求費用）支給申請書

(宛先) 川崎市長

次のとおり関係書類を添えて申請します。なお、受給資格認定にあたり、本人（審判の対象者）及び世帯員の資産の状況等を関係機関において調査・確認することに同意します。

		申請日	年 月 日
(申立人) 申請者	フリガナ	本人との関係	本人・配偶者・親・子 その他()
	氏名		
	住所	〒 - 電話番号 ()	
(審判の対象者) 本人	フリガナ	生年月日	年 月 日
	氏名	申立時の類型	後見・保佐・補助
	住所	〒 - 電話番号 ()	
申請資格 (該当する番号に○)	1 生活保護受給者 2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給者 3 生活保護受給者に準ずる者（要綱第8条第1項第3号に該当する者）		
申請額 (鑑定費用)	円	鑑定費用の 予納通知日	年 月 日

【添付書類】該当する書類□にチェックをしてください

(提出必須書類)

- 家庭裁判所に提出した後見・保佐・補助開始申立書（1/2頁、2/2頁）の写し
- 鑑定費用の予納に関する家庭裁判所からの通知の写し
- 請求書・支払金口座振替依頼書及び通帳の写し（表表紙、口座名義人のカタカナ氏名・支店名・口座番号が記載されたページ）
- 申請者と本人の続柄が分かる書類の写し（戸籍謄本、住民票等。申請者が本人の場合は不要。）

(生活保護受給者)

- 被保護証明書

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給者)

- 本人確認証の写し

(生活保護受給者に準ずる者（要綱第8条第1項第3号に該当する者）)

- 資産等申告書（別紙）及び添付書類（預貯金通帳の写し、預金証書の写し、有価証券の写し等）
- 市民税非課税世帯であることが分かる書類の写し（市民税非課税証明書、介護保険料納入通知書等）
- 住民票の写し

(第1号様式別紙)

資産等申告書（審判請求費用助成用）

(宛先) 川崎市長

年 月 日

本人（審判の対象者）及び本人と生計を一にする世帯員の資産等について、次のとおり申告します。

1 本人及び本人と生計を一にする世帯員

氏名	本人との続柄	市民税課税状況
	本人	非課税 ・ 課税
		非課税 ・ 課税
		非課税 ・ 課税
		非課税 ・ 課税
		非課税 ・ 課税
		非課税 ・ 課税
		非課税 ・ 課税

※上記の方全員が市民税非課税であることが分かる書類の写しを添付してください。

2 本人の資産等の状況

種別	金額（円）	資料番号
現金		
預貯金		
有価証券（株、債券等）※額面		
その他		
合計		
居住用以外の土地・家屋・貴金属等の所有の有無	無 ・ 有（ ）	

※最新の状態に記帳した預貯金通帳の写し（表紙、表紙の裏、残高記載部分）、有価証券等の所有が確認できる書類の写しなどを添付し、資料番号を「1」「2」・・・と右上に記入してください。

(第2号様式)

成年後見制度利用支援事業助成金（後見人等報酬）支給申請書

(宛先) 川崎市長

次のとおり関係書類を添えて申請します。なお、受給資格認定にあたり、申請者及び世帯員の資産の状況等を関係機関において調査・確認することに同意します。

		申請日	年 月 日
(被後見人等) 申請者	フリガナ	後見等の 類型	後見・保佐・補助
	氏名		
	住所	〒 ー 電話番号 ()	
(後見人等) 代理人	フリガナ	申請者との 関係	成年後見人・保佐人・補助人
	氏名	㊟	職業
	住所	〒 ー 電話番号 ()	
申請資格 (該当する番号に○)	1 生活保護受給者 2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給者 3 生活保護受給者に準ずる者（要綱第8条第1項第3号に該当する者）		
申請額	円	報酬付与 の審判日	年 月 日

【添付書類】 該当する書類□に必ずチェックをしてください

(提出必須書類)

- 報酬付与審判書謄本の写し
- 現況報告書（別紙1）
- 請求書・支払金口座振替依頼書及び通帳の写し（表表紙、口座名義人のカタカナ氏名・支店名・口座番号が記載されたページ）

(生活保護受給者)

- 被保護証明書

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給者)

- 本人確認証の写し

(生活保護受給者に準ずる者（要綱第8条第1項第3号に該当する者）)

- 資産等申告書（別紙2）及び添付書類（預貯金通帳の写し、預金証書の写し、有価証券の写し等）
- 市民税非課税世帯であることが分かる書類の写し（市民税非課税証明書、介護保険料納入通知書等）
- 住民票の写し

(保佐人・補助人が代理申請する場合)

- 登記事項証明書の写し

(第2号様式別紙1)

現況報告書

(宛先) 川崎市長

年 月 日

申請者（被後見人等）の現況について、次のとおり報告します。

1 申請者（被後見人等）の現在の生活場所

要綱別表1（下記表参照）に掲げる施設等 → 施設等名称：_____

上記の施設以外の場所（在宅等）

2 報酬対象期間

年 月 日～ 年 月 日

3 上記報酬対象期間中の入所・入院（要綱別表1に掲げる施設等に限る）の状況

報酬対象期間が全て1の「申請者（被後見人等）の現在の生活場所」と同じである。

→異なる場合

年 月 日～ 年 月 日（施設等名称：_____）

年 月 日～ 年 月 日（施設等名称：_____）

年 月 日～ 年 月 日（施設等名称：_____）

4 後見等開始の審判を請求した人

川崎市長 その他（_____）

【参考】要綱別表1

根拠法令	施設等名称
生活保護法	保護施設
障害者総合支援法	障害者支援施設、のぞみの園、共同生活援助が提供される施設
地域生活支援事業実施要綱	福祉ホーム
老人福祉法	老人福祉施設、有料老人ホーム
介護保険法	介護保険施設、特定施設、認知症対応型共同生活介護が提供される施設、介護予防認知症対応型共同生活介護が提供される施設
医療法	医療提供施設（病院、診療所等）

(第2号様式別紙2)

資産等申告書（後見人等報酬）

(宛先) 川崎市長

年 月 日

申請者（被後見人等）及び申請者と生計を一にする世帯員の資産等について、次のとおり申告します。

1 申請者及び申請者と生計を一にする世帯員

氏名	本人との続柄	市民税課税状況
	本人	非課税 ・ 課税
		非課税 ・ 課税
		非課税 ・ 課税
		非課税 ・ 課税
		非課税 ・ 課税
		非課税 ・ 課税
		非課税 ・ 課税

※上記の方全員が市民税非課税であることが分かる書類の写しを添付してください。

2 本人の資産等の状況（申請日時点）

種別	金額（円）	資料番号
現金		
預貯金		
有価証券（株、債券等）※額面		
その他		
合計		
居住用以外の土地・家屋・貴金属等の所有の有無	無 ・ 有（ ）	

※最新の状態に記帳した預貯金通帳の写し（表表紙、表紙の裏、残高記載部分）、有価証券等の所有が確認できる書類の写しなどを添付し、資料番号を「1」「2」・・・と右上に記入してください。

(第3号様式)

成年後見制度利用支援事業助成金（後見人等報酬）支給申請書（特例用）

(宛先) 川崎市長

次のとおり関係書類を添えて申請します。なお、受給資格認定にあたり、本人（被後見人等）及び世帯員の収入の状況等を関係機関において調査・確認することに同意します。

		申請日	年 月 日		
申請者	フリガナ				
	氏名	本人（生前）との関係	成年後見人・保佐人・補助人 後見監督人・保佐監督人・補助監督人		
	住所	〒 ー			
		電話番号 ()			
本人	フリガナ	生年月日	年 月 日		
	氏名	死亡年月日	年 月 日		
	住所	〒 ー			
申請資格 (本人の死亡時点において該当する番号に○)	1 生活保護受給者 2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給者 3 生活保護受給者に準ずる者（要綱第8条第1項第3号に該当する者）				
遺留財産	円	遺留財産から受領可能な額	円	報酬額	円
報酬付与の審判日	年 月 日		申請額	円	
本人の相続人や相続財産管理人から報酬を受領することができない理由（該当する場合のみ記入）					

【添付書類】 該当する書類□に必ずチェックをしてください

(提出必須書類)

- 報酬付与審判書謄本の写し
- 死亡時状況報告書（別紙1）
- 本人の死亡が確認できる書類の写し（住民票除票の写し、死亡診断書等）
- 請求書・支払金口座振替依頼書及び通帳の写し（表表紙、口座名義人のカタカナ氏名・支店名・口座番号が記載されたページ）
- 資産等申告書（別紙2）及び添付書類（預貯金通帳の写し、預金証書の写し、有価証券の写し等）

(生活保護受給者)

- 被保護証明書

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給者)

- 本人確認証の写し

(生活保護受給者に準ずる者（要綱第8条第1項第3号に該当する者）)

- 市民税非課税世帯であることが分かる書類の写し（市民税非課税証明書、介護保険料納入通知書等）
- 住民票除票の写し

(第3号様式別紙1)

死亡時状況報告書

(宛先) 川崎市長

年 月 日

本人(被後見人等)の死亡時の状況について、次のとおり報告します。

1 申請者(被後見人等)の死亡時の生活場所

- 要綱別表1(下記表参照)に掲げる施設等 → 施設等名称: _____
- 上記の施設以外の場所(在宅等)

2 報酬対象期間

年 月 日 ~ 年 月 日

3 上記報酬対象期間中の入所・入院(要綱別表1に掲げる施設等に限る)の状況

- 報酬対象期間が全て1「申請者(被後見人等)の現在の生活場所」と同じである。

→異なる場合

年 月 日 ~ 年 月 日 (施設等名称: _____)

年 月 日 ~ 年 月 日 (施設等名称: _____)

年 月 日 ~ 年 月 日 (施設等名称: _____)

4 後見等開始の審判を請求した人

- 川崎市長 その他 (_____)

【参考】要綱別表1

根拠法令	施設等名称
生活保護法	保護施設
障害者総合支援法	障害者支援施設、のぞみの園、共同生活援助が提供される施設
地域生活支援事業実施要綱	福祉ホーム
老人福祉法	老人福祉施設、有料老人ホーム
介護保険法	介護保険施設、特定施設、認知症対応型共同生活介護が提供される施設、介護予防認知症対応型共同生活介護が提供される施設
医療法	医療提供施設(病院、診療所等)

資産等申告書（後見人等報酬・特例用）

(宛先) 川崎市長

年 月 日

本人(被後見人等)及び本人と生計を一にする世帯員の資産等について、次のとおり申告します。

1 本人及び本人と生計を一にする世帯員

氏名	本人との続柄	市民税課税状況
	本人	非課税・課税
		非課税・課税
		非課税・課税
		非課税・課税
		非課税・課税
		非課税・課税
		非課税・課税
		非課税・課税

※上記の方全員が市民税非課税であることが分かる書類の写しを添付してください。

2 本人の資産等の状況（申請日時点）

種別	金額（円）	資料番号
現金		
預貯金		
有価証券（株、債券等）※額面		
その他		
合計		
居住用以外の土地・家屋・貴金属等の所有の有無	無・有（ ）	

※死亡後の葬儀費用や医療費・介護サービス利用料等の各種支払いを済ませた後の、最新の状態に記帳した預貯金通帳の写し（表紙、表紙の裏、残高記載部分）、有価証券等の所有が確認できる書類の写しなどを添付し、資料番号を「1」「2」・・・と右上に記入してください。

(第4号様式)

川 第 号
年 月 日

様

川崎市長

成年後見制度利用支援事業助成金支給（不支給）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました成年後見制度利用支援事業助成金について、次のとおり決定しましたので通知します。

申請者氏名	
代理人氏名	
本人氏名（※）	
助成の種類	審判請求費用 ・ 後見人等報酬
決定内容	全部支給 ・ 一部支給 ・ 不支給
支給金額	円
不支給・減額の理由	
備考	

※審判請求費用又は成年被後見人等死亡後の後見人等報酬の場合

(お問い合わせ先)